

令和7年度 流山市上下水道事業運営審議会開催 スケジュール（変更）

審議会名	月 日	審 議 内 容 等
第1回上下水道事業運営審議会	令和7年7月29日 (火) 13:30～	委嘱状の交付 会長・副会長の選出
		令和7年度上下水道事業運営審議会スケジュール(案)について
第2回上下水道事業運営審議会	令和7年10月10日 (金) 13:30～	令和6年度流山市水道事業会計決算について(報告)
		令和6年度流山市下水道事業会計決算について(報告)
		水道週間啓発ポスターの入賞作品の選考について
		下水道使用料の見直しについて
		社会資本整備総合交付金事後評価について
第3回上下水道事業運営審議会	令和7年12月23日 (火) 13:30～	下水道使用料の見直しについて
第4回上下水道事業運営審議会	令和8年3月19日 (木) 13:30～	下水道使用料の見直しについて(諮問)
		令和8年度流山市水道事業会計予算及び事業概要について(報告)
		令和8年度流山市下水道事業会計予算及び事業概要について(報告)
		令和8年度流山市上下水道事業運営審議会スケジュール(案)について

第 3 回流山市上下水道事業運営審議会 次第

令和 7 年 1 2 月 2 3 日 (火)

午後 1 時 3 0 分

上下水道局大会議室

1 議題

(1) 下水道使用料の見直しについて

2 その他

下水道事業会計について

【公営企業会計の基本】

流山市の上下水道は地方公営企業として運営しており、その会計には地方公営企業法が適用されます。

同法では、事業の会計を大きく「収益的収支」と「資本的収支」に分けることとされています。

下水道事業を例にとると、「収益的収支」では、利用者の皆さんから下水道使用料をいただき、使用料を徴収するのに必要な人件費や手数料など諸々の経費のほか、下水を最終的に処理している千葉県に維持管理負担金を支払うという収益活動を行います。

一方、「資本的収支」は、新しい下水管を設置したり、老朽化した下水管を新しいものに取り換えたりする設備投資活動を行います。国の補助金や企業債などを活用しますが、基本的に赤字になってしまいます。

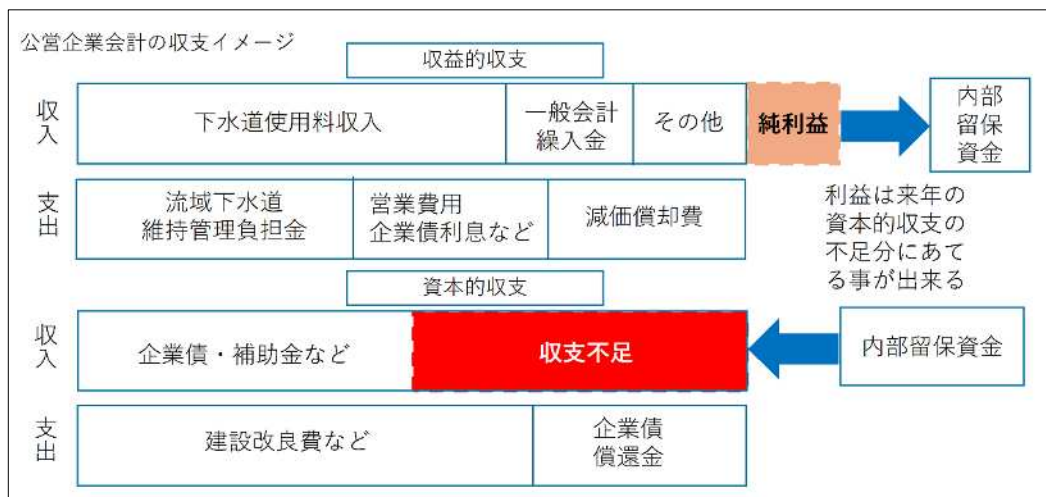
地方公営企業の会計は、「収益的収支」で出した黒字（純利益）を「資本的収支」の赤字に補填することで、初めて成り立ちます。

「純利益」という表現を使用していますが、設備の新設や更新を行う「資本的収支」の補填に使用するためのお金です。

下水道事業では、「資本的収支」の支出として1年間に支払う工事費用や企業債の償還金などを、「収益的収支」に係る費用のほかに手元に持っておかなくてはなりません。

流山市の下水道事業は、昭和58年くらいから本格的に下水管の設置を行ってきており、今年度、既成市街地の下水道をほぼ概成したところです。

今後は、下水道を使用しながら古い下水管を撤去し、新しい下水管を設置するという、新設時よりも費用が掛かる工事をしていく必要があります。



令和7年12月23日

第3回流山市上下水道事業運営協議会資料 資料2

流山市下水道使用料の改定に向けた使用料改定案について

流山市下水道使用料の改定に当たり、改定案を作成したものです。

1. 第2回審議会の課題整理

下水道使用料改定理由

流山市の令和7年度の下水道事業当初予算は、収益的収支に不足が生じる予定となっており、その不足は内部留保資金を充てて相殺する計画としています。また、資本的収支の不足分は、内部留保資金を補填財源として充てていますが、令和7年度は、資金が不足することから、追加で水道事業からの借り入れを行うことに対応する予定です。

このような不足が生じる要因の一つに、流域下水道維持管理負担金の値上げが挙げられます。流域下水道維持管理負担金の値上げにより、経費回収率が100%未満となる見込みであることから、今回、使用料改定を行い、図1のように経費回収率100%を超えた分の純利益を、内部留保資金として貯めていくことで健全な経営を目指す必要があります。

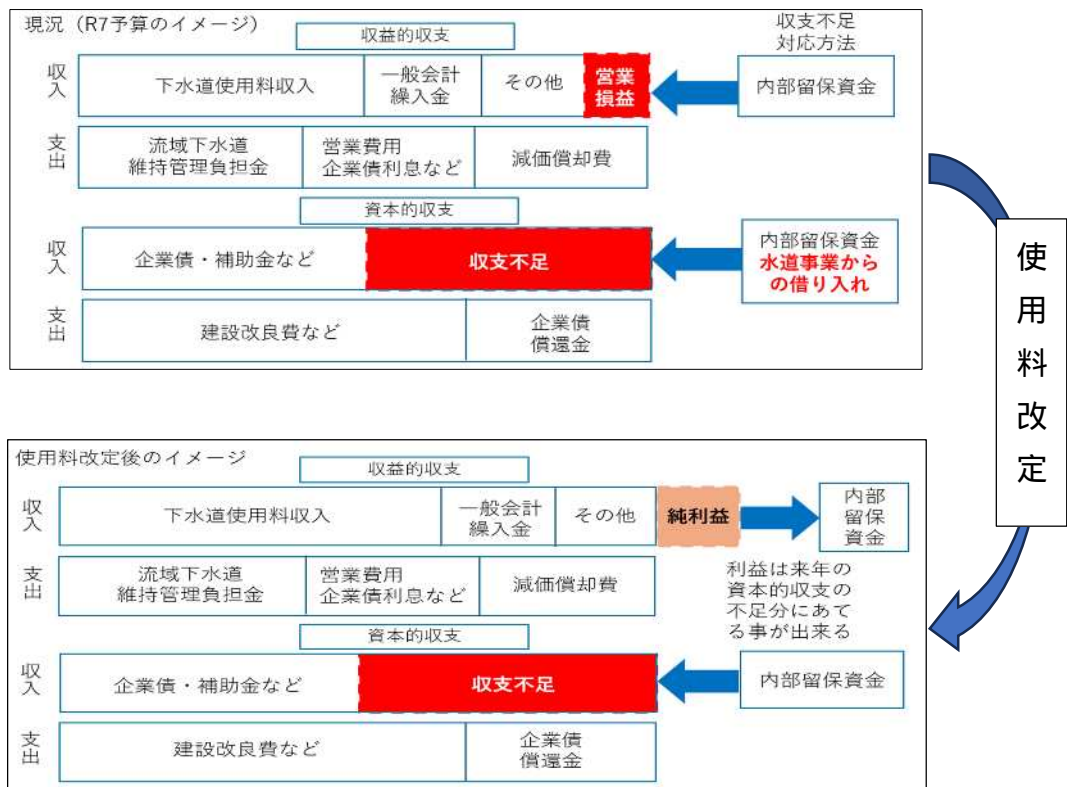


図1 現況（令和7年度）と使用料改定後の下水道収支状況のイメージ図

流域下水道維持管理負担金単価の推移

流域下水道維持管理負担金単価は、平成25年度以降、段階的に値上げしており、令和9年度までに江戸川左岸流域が32.7%、手賀沼流域が23.8%まで上昇することが見込まれています。一方で、流山市は下水道使用料を平成17年度から引き上げせず、資金が不足する分は企業債借入や一般会計からの繰入金で対応してきました。しかし、令和7年度の流域下水道維持管理負担金の改定により、事業資金が不足し、水道事業会計からの借り入れ（令和7年度で3億円）をせざるを得なくなっていることから、下水道使用料の値上げが急務となっています。

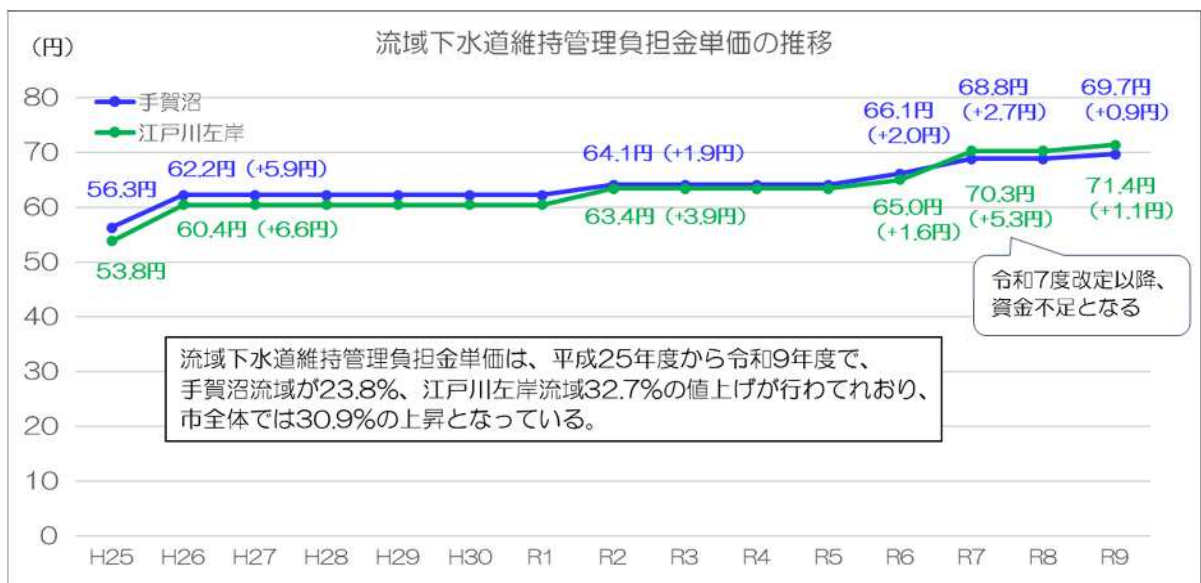


図2 流域下水道維持管理負担金（手賀沼流域、江戸川左岸流域）の推移

今回の将来シミュレーションにおいては、令和9年度以降の流域下水道維持管理負担金について、令和12年度、令和17年度に再度改定が行われるものとし、その改定率を13.4%としました（表1）。改定単価は、過去に県から提示された金額を採用しています。（令和9年度単価は負荷低減の調整を図り、手賀沼流域では69.7円、江戸川左岸流域では71.4円としましたが、当初県から提示された金額はそれぞれ70.1円、74.9円でした）

表1 令和12年度以降の見込改定率13.4%の計算表

区域	R6単価 (円)	R9当初改定案 (円)	上昇単価 (円)	上昇率 (%)	面積比率 (%)	x	平均上昇率 (%)
手賀沼流域	66.1	70.1	4.0	6.1	20%	1.2	13.4
江戸川左岸流域	65.0	74.9	9.9	15.2	80%	12.2	

2. 下水道使用料改定案の説明

使用料改定率の設定方針

今回の将来シミュレーションでは、下水道経営戦略（令和6年度改訂版）の計画最終年度である令和16年度までの下水道の運営に必要な資金について検討を行いました。

下水道では、現金支出として支払う必要がある費用と、計画的な設備の更新などに必要な経費として、令和16年度までに資金残高20億円（ ）を確保することを目標としました。

第2回審議会で提示した使用料の20%上昇と、25%上昇で試算した場合、令和16年度の資金残高は20%上昇では13.5億円と不足し、25%上昇では23億円と過大となりました。目標である20億円を確保するためには、23.5%上昇が必要との結果になりました。



図3 使用料改訂率による資金残高の推移

確保すべき資金残高の内訳

資金残高として確保すべき費用としては、現金支出として支払う必要がある費用として企業債元利償還金及び利子と、令和16年度にかかる建設投資額の1年分の合計で約20億円としています。

（内訳：企業債元利償還金＋利子：約10億円、建設投資額：約10億円）

現行使用料体系からの変更箇所

現行では2か月で20m³までを基本使用料の対象としていますが、20m³を超えない世帯では節水をして使用料に反映されないという課題があったことから、水道料金と同様の区分である2か月で10m³までに引き下げ、新しく10m³を超え20m³までの従量使用料の区分を設けることを検討しています。

この変更で、節水意識が反映できるよう、基本使用料については改定率を10%の上昇に抑えたいうえで、2か月の使用水量が20m³の場合、現行単価の使用料から20%の上昇となるように設定しました。(2か月10m³使用で1,980円(1,800円から10%上昇)、2か月20m³使用で2,160円(1,800円から20%上昇))

基本使用料の上昇幅を抑えることで、使用水量が少ないほど使用料改定の影響が小さくなるため、市民の節水意欲が高まることを期待しています。

表2 使用料体系の改定案

現行使用料体系 (2か月分) 上段：税抜、下段：税込		使用料体系改定案 (2か月分) 上段：税抜、下段：税込	
基本使用料		基本使用料	
20m ³ まで	1,800 円 (1,980 円)	10m ³ まで	1,980 円 (2,178 円)
従量使用料		従量使用料	
使用水量	単価	使用水量	単価
10m ³ を超え20m ³ まで		10m ³ を超え20m ³ まで	18.0 円/m ³ (19.8 円/m ³)
20m ³ を超え40m ³ まで	110.0 円/m ³ (121.0 円/m ³)	20m ³ を超え40m ³ まで	140.0 円/m ³ (154.0 円/m ³)
40m ³ を超え60m ³ まで	135.0 円/m ³ (148.5 円/m ³)	40m ³ を超え60m ³ まで	172.0 円/m ³ (189.2 円/m ³)
60m ³ を超え100m ³ まで	165.0 円/m ³ (181.5 円/m ³)	60m ³ を超え100m ³ まで	210.0 円/m ³ (231.0 円/m ³)
100m ³ を超え200m ³ まで	195.0 円/m ³ (214.5 円/m ³)	100m ³ を超え200m ³ まで	248.0 円/m ³ (272.8 円/m ³)
200m ³ を超え400m ³ まで	235.0 円/m ³ (258.5 円/m ³)	200m ³ を超え400m ³ まで	299.0 円/m ³ (328.9 円/m ³)
400m ³ を超え	285.0 円/m ³ (313.5 円/m ³)	400m ³ を超え	362.0 円/m ³ (398.2 円/m ³)

改定案の金額は説明用イメージの為、確定値ではありません。

3. 検討ケース

使用料改定（案）の条件（数値は全て税抜）

使用料改定（案）の条件は、以下となります。

- ・条件1：基本使用料は、現行から10%の上昇として1,980円としました。
- ・条件2：10m³を超え20m³までの区分について、新たに従量使用料を設定しました。
- ・条件3：10m³を超え20m³までの従量使用料は、20m³の使用で、現行の基本使用料から20%の値上げ相当となるよう設定しました。
- ・条件4：20m³を超える以降の単価は、現況単価をベースに全水量区分で同じ改定率としました。
- ・条件5：平均改定率（検討期間の令和9年度～令和16年度の使用料総額に対する値上げ率）で20%上昇、23.5%上昇（令和16年度の資金残高が20億円となる改定率）、25%上昇の3パターンで検討を行いました。

算定ケースまとめ

基本使用料1,980円、10m³を超え20m³までの従量使用料を設定したうえで、平均改定率の算定ケースを3パターン作成いたしました。

ケース1：平均改定率が20%となるように設定

ケース2：平均改定率が23.5%（令和16年度の資金残高20億円）となるように設定

ケース3：平均改定率が25%となるように設定

4 . 結果概要

経費回収率

3 ケースとも、令和 9 年度の使用料の改定により、経費回収率は 1 0 0 % 以上となる見込みです。令和 1 2 年度の流域下水道維持管理負担金の改定により、経費回収率は急減しますが、令和 1 6 年度までは 1 0 0 % 以上は継続できる見込みです。

資金残高

ケース 1 : 令和 9 年度の使用料改定により資金残高は増加に転じ、令和 1 6 年度時点で約 1 3 億円 が確保されると予測されます。

ケース 2 : 令和 9 年度の使用料改定により資金残高は増加に転じ、令和 1 6 年度時点で約 2 0 億円 が確保されると予測されます。

ケース 3 : 令和 9 年度の使用料改定により資金残高は増加に転じ、令和 1 6 年度時点で約 2 3 億円 が確保されると予測されます。

使用料金の改定案まとめ

流山市の下水道は令和 1 0 年度には下水道の整備が完了し、維持・修繕・改築の段階に入ることから、今後は新規整備による下水道使用者の増加は見込めず、概ね現在の使用者をピークにして減少していくことが想定されています。一方で、施設の老朽化は進んでいくため、適切な維持管理、老朽化対策を行って下水道事業を継続していくための収入を確保する必要があります。

今回の使用料金の改定にあたっては、令和 1 6 年度まで経費回収率 1 0 0 % 以上が確保できる案として、改定率を変えた 3 ケースを提示しております。

下水道事業は将来を見据えた計画を行ったうえで管理・運営をおこなっていますが、先日の八潮市の事故の経緯のように、下水道管が地下にあるという性質上、すべてを事前に把握するのは難しいという側面があります。下水道管の調査点検は現時点も進めておりますが、八潮市のように、想定耐用年数を超えていないにもかかわらず老朽化が進行している管も出てきていることから、市でも想定外の改築工事に備えておく必要があります。

そのため、平時での下水道事業が健全な運営を行えるという観点だけではなく、想定外の事態にも即時に対応可能な状態を保持することも、市の下水道の健全な経営であると考え、令和 1 6 年度までに資金残高 2 0 億円を確保できる ケース 2 の採用 を検討しております。ケース 2 では、4 人世帯で、2 か月税込み 1 , 8 9 9 円 (1 か月約 9 5 0 円) の上昇となります。

使用料金改定(案)

令和7年12月23日
第3回流山市上下水道事業運営協議会資料 資料3

世帯人数別 2 か月当たりの使用料金 円：税抜(税込)

世帯人数	1日当たり有収水量(m ³)	2月当たり有収水量(m ³)	現行	ケース1	ケース2	ケース3
				平均改定率20%上昇	平均改定率23.5%上昇 (資金残高20億円)	平均改定率25%上昇
1	0.249	15.148	1,800(1,980)	2,072(2,279)	2,072(2,279)	2,072(2,279)
2	0.498	30.296	2,932(3,225)	3,539(3,893)	3,601(3,961)	3,632(3,995)
3	0.747	45.442	4,734(5,207)	5,732(6,305)	5,896(6,486)	5,972(6,569)
4	0.996	60.590	6,797(7,477)	8,238(9,062)	8,523(9,375)	8,646(9,511)
平均改定率(使用料金総額の現行からの値上げ率)(%)				20.1%	23.5%	25.0%
資金残高(令和16年度時点)(千円)				1,350,050	2,009,526	2,303,287

世帯人数別 1 か月当たりの上昇額 円：税抜(税込)

世帯人数	ケース1	ケース2	ケース3
	平均改定率20%上昇	平均改定率23.5%上昇	平均改定率25%上昇
1	136(150)	136(150)	136(150)
2	304(334)	335(368)	350(385)
3	499(549)	581(639)	619(681)
4	721(793)	863(949)	925(1,017)

下水道使用料金 2 か月当たりの基本使用料及び従量使用料の改定(案) 円：税抜

	現行	ケース1	ケース2	ケース3
		平均改定率20%上昇	平均改定率23.5%上昇 (資金残高20億円)	平均改定率25%上昇
基本使用料	1,800	1,980	1,980	1,980
従量使用料	10m ³ を超え 20m ³ まで	0.0	18.0	18.0
	20m ³ を超え 40m ³ まで	110.0	134.0	143.0
	40m ³ を超え 60m ³ まで	135.0	164.0	175.0
	60m ³ を超え100m ³ まで	165.0	200.0	214.0
	100m ³ を超え200m ³ まで	195.0	237.0	253.0
	200m ³ を超え400m ³ まで	235.0	285.0	305.0
	400m ³ を超え	285.0	346.0	369.0

